

グループホーム グランビレッジ倉橋

指定地域密着型認知症対応型共同生活介護

指定介護予防地域密着型認知症対応型共同生活介護

指定地域密着型認知症対応型共同生活介護(短期利用型)

指定介護予防地域密着型認知症対応型共同生活介護(短期利用型)

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
桜井市指定 第2990600195号

当施設はご利用者に対して指定地域密着型認知症対応型共同生活介護・指定介護予防地域密着型認知症対応型共同生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

<目 次>

1. 施設経営事業者	2
2. 事業所の概要	2～4
3. 居室の概要	4
4. 職員の配置状況	4～5
5. 職員の勤務体制	5
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	5～6
7. 入居中の医療の提供について	6～7
8. 緊急時の対応について	7
9. 非常災害対策について	7
10. 高齢者虐待の防止について	7
11. 苦情受付について	7～8
12. 退居の手続き	8～9
13. 重要事項説明の了承および 個人情報利用にあたっての同意書	10～13
14. 別表 利用料金	

1. 施設経営事業者

- (1) 事業主 社会福祉法人 太陽の村
- (2) 事業主所在地 奈良県桜井市大字倉橋1088番1
- (3) 電話番号 0744-46-1005
- (4) 代表者氏名 青山 浩二
- (5) 設立年月日 平成30年8月1日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定地域密着型認知症対応型共同生活介護
指定介護予防地域密着型認知症対応型共同生活介護
平成30年8月1日指定
桜井市2990600195号
- (2) 施設の目的 認知症によって自立した生活が困難になったご利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援致します。
- (3) 施設の名称 指定地域密着型認知症対応型共同生活介護
指定介護予防地域密着型認知症対応型共同生活介護
グループホーム グランビレッジ倉橋
- (4) 施設の所在地 奈良県桜井市大字倉橋1088番1
- (5) 電話番号 0744-46-1005
- (6) 管理者 山田 基晴
- (7) 当施設の運営方針
施設は、自立した生活が困難になったご利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症の症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことが出来るように、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上での世話や機能訓練、その他の必要な援助を行うものとしします。
- (8) 開設年月日 平成30年8月1日
- (9) 入居定員 18人
- (10) 施設の概要
 - ① 施設の構造 鉄骨造 2階建 耐火建築物
空調設備 エレベーター設備
スプリンクラー設備
 - ② 建物の延べ床面積 4,585.08㎡
 - ③ 主な事業所 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
指定地域密着型介護老人福祉施設
(地域密着型特別養護老人ホーム グランビレッジ倉橋)

指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ グランビレッジ倉橋)

指定地域密着型通所介護
(デイサービスセンター グランビレッジ倉橋)

指定居宅介護支援
(居宅介護支援事業所 グランビレッジ倉橋)

(11) サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧可能とし、複写物を交付します。
- ③ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、ご利用者又はそのご家族の同意を得た上で、記録を記載する等適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたり知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

(12) 施設の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されているご利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・刃物等 (ナイフ、包丁、ハサミ、針、爪切り等)
- ・食料品
- ・動物
- ・現金等貴重品
- ・その他、施設運営上危険だと判断する物

刃物等・食料品・現金等貴重品のお持ち込みに関して、持ち込みを希望される場合は事前にご相談ください。検討を行い持ち込みの承認が得られれば、持ち込みが可能となります。但し、取り扱いは十分に気を付けていただき、場合によっては責任を取りかねますのでご了承ください。

② 面会

面会時間 10:00～19:00

※上記時間外の面会希望される場合は事前にご連絡ください。

③ 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。居室の改造（壁にくぎ打ちやピン止めする事等）や、共用部分に私物を置くなどのことはできません。
- ・施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に回復していただく場合があります。
- ・ご利用者に対する介護サービス以外の安全衛生等で管理が必要である場合には、ご利用者の居室に入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

④ 喫煙

施設内は禁煙です。

⑤ 洗濯物

施設で対応できないウールやシルクなどの衣類等や、乾燥機のかけられない洗濯物に対してはご家族でお願いします。

3. 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (11.18~12.05 m ²)	18室	洗面・トイレ・低床ベッド・エアコン等
食堂兼機能訓練室	2室	テーブル、椅子、テレビ、ソファ等
浴室	2室	座位式浴槽・個浴
洗濯室	1室	
医務室	1室	
ウッドデッキ	1カ所	

4. 職員の配置状況<2つのユニット>

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	業務内容
管理者	1名(常勤兼務)	事業所業務の統括
計画作成担当者	2名(常勤兼務)	ご利用者の生活相談及びサービスの計画

看護職員	1名以上(常勤兼務)	ご利用者の健康管理
介護職員	10名以上	ご利用者の日常生活の介護、援助

5. 職員の勤務体制<2つのユニット>

	勤務体制
昼間の体制	4人 日勤 (8 : 30 ~ 17 : 30) 遅出 (10 : 00 ~ 19 : 00)
夜間の体制	2名 夜勤 (17 : 00 ~ 10 : 00)

※但し、介護保険法等諸法律を遵守した上で、変更することがあります。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当施設が提供するサービス

- ① 介護保険給付によるサービス
- ② 介護保険給付外によるサービス

(2) 当施設が提供する介護保険給付によるサービス

以下のサービスについては、通常9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。

※ 別表(巻末)に定める利用料金は令和3年4月1日現在の施設利用料です。利用料につきましては変更することがありますが、変更の際には契約書第11条第4項及び第5項の通り1カ月前までに文書により連絡します。

<サービスの概要>

- ① 居室の提供
- ② 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間目安)

朝食 8 : 00 昼食 12 : 00
おやつ 15 : 00 夕食 17 : 30

ご利用者の状況により食事時間の変更することがあります。

- ③ 入浴

④ その他の受診に関する費用

通院、入院に関する費用についてはご家族で対応をお願いします。但し、受診に施設の職員のみで対応した場合はいったん施設側で立て替えとし、利用料と一緒に次月以降に請求させていただきます。

⑤ 受診および入退院を含む病院への付き添いについて

原則、ご家族対応になります。ご家族対応が困難な場合は施設職員にて対応いたしますのでご相談ください。但し、救急車による搬送に職員が対応した場合は病院から施設までの帰りのタクシー代など、実費負担をお願いいたします。なお、その場合、施設の利用料金と一緒に請求いたします。

8. 緊急時の対応について

緊急の場合、施設からご家族に連絡するとともに状況に応じて施設側が対応いたします。

9. 非常災害対策について

非常時の対応を別途定める「消防計画」により対応します。

防火管理者 青山 浩二

防災訓練 年2回防災訓練を実施します。

防災設備 スプリンクラー、屋内消火栓、防火扉、自家発電装置、自動火災報知機、自動火災通報装置、非常時通報装置、非常用電源、消火器など

※カーテン、フロアマット、ベッドマット等は防災性、難燃性のものを使用しております

10. 高齢者虐待の防止について

ご利用者などの人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修などを通じて、すべての職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援に当たっての悩み等を相談できる体制を整え、職員がご利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付責任者 施設長 牧村 浩志
 - ・ 苦情受付窓口 グループホーム グランビレッジ倉橋
 - 苦情受付担当者 管理者 山田 基晴
 - ・ 受付時間
毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00
電話番号 0744-46-1005
- 苦情受付ボックスを1階玄関前と2階エレベーター前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

桜井市役所 高齢福祉課 奈良県桜井市大字粟殿432-1	電話番号 0744-42-9111 受付日 平日(月～金) (土、日、祝、年末年始を除く) 受付時間 8：30～17：15
奈良県国民健康保険連合会 奈良県橿原市大久保302-1	電話番号 0120-21-6899 受付日 平日(月～金) (土、日、祝、年末年始を除く) 受付時間 8：30～17：15
第三者委員 奈良県桜井市阿部426-5 金澤 好晃	電話番号 0744-43-1061 受付時間 9：00～16：00
第三者委員 奈良県桜井市倉橋2527 中出 喜代廣	電話番号 0744-42-3824 受付時間 9：00～16：00

12. 退居の手続き

(1) 退居手続き

①ご利用者のご都合で退居される場合

在宅に戻られる場合や他の介護保険施設に入居する場合等、退居を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

②契約の自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援1と認定された場合、自動的にサービスを終了する場合がございます。(この場合、所定の期間の経過をもって

退居していただくこととなります。)

- ・ご利用者がお亡くなりになった場合。

③施設からの申し出による契約の解除

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月遅延し、その滞納により施設が継続的なサービス提供に支障をきたすほど信頼関係が失われた場合においては、施設は1カ月の期間を定めてその滞納金の支払いを催告し、ご利用者が期間満了までに滞納金を支払わない時は、文書で通知の上契約を解除させていただく場合があります。
- ・ご利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ご利用者が病院、または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合、または退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただく場合があります。尚、この場合、退院後に再度入居を希望される場合はお申し出下さい。
- ・ご利用者が自傷行為を繰り返し施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合、その理由を付し契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ご利用者の行動が、他のご利用者及び当施設の職員等の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合、その理由を付し契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合契約終了30日前までに文書で通知いたします。

④退居時の援助

- ・ご利用者が退居するときは、ご利用者の家族、居宅介護支援事業者、福祉・医療サービス機関等と連携し、退居後のご利用者の生活に支障がないよう、必要な援助を行います。

付則

この重要事項説明書は平成30年8月1日に制定する。

この重要事項説明書は令和元年10月1日に変更制定する。

この重要事項説明書は令和4年9月1日に変更制定する。

この重要事項説明書は令和5年4月1日に変更制定する。

この重要事項説明書は令和5年9月1日に変更制定する。

この重要事項説明書は令和5年10月1日に変更制定する。

この重要事項説明書は令和6年4月1日に変更制定する。

重要事項説明の了承および個人情報の利用にあたっての同意書

グループホームグランビレッジ倉橋における個人情報使用について

法人および法人が運営する事業所は、事業の遂行のために必要な個人情報を以下に記する目的を達成する上で利用します。その際利用する個人情報の種類は最低限の情報とします。また、本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

(1) 個人情報を法人（法人が運営する事業所を含む）内部で利用する際の目的

個人情報の種類	利用目的
ご利用者の介護保険被保険者証に記載されている情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、要介護度、居宅介護支援事業所） 連絡先 心身の状況に関する情報 健康や医療に関する情報 住居や生活に関する情報 家族等に関する情報 主治医に関する情報	（介護サービス等に関するもの） ① 介護サービス、相談支援サービス ② 委託費等の請求・収受、補助金・収受に関する事務 ③ 利用料その他費用の請求・収受に関する事務、収納状況の確認、未払金の督促 ④ 利用時・退居時の管理 ⑤ 事故報告書、リスクマネジメント業務 ⑥ 苦情等の対応
介護保険サービスの利用状況に関する情報 その他入居者に対して介護保険等サービスを提供するために必要な情報。	（介護サービス以外のもの） ① 実習生・研修生・ボランティアの指導 ② 管理運営業務 ③ サービス向上・改善の為の事例研究・調査研究 ④ 統計資料の作成
	（介護保険事務） ① 介護報酬の請求・受領 ② その他の介護保険関係事務
利用料の自動引き落としをする口座の名義人氏名、口座番号	利用者の自動引き落としをする場合
サービスご利用者の家族等の氏名、ご利用者との続柄、連絡先	緊急時の連絡

(2) 個人情報を法人外へ提供する際の利用目的

個人情報種類	提供先	利用目的
ご利用者の介護保険被保険者証に記載されている(氏名、住所、生年月日、被保険者番号、要介護度、居宅介護支援事業所)連絡、心身の状況に関する情報介護に関する情報健康や医療に関する情報住居や生活に関する情報家族に関する情報主治医に関する情報介護保険サービスの利用状況に関する情報その他サービス入居者に対して介護保険等サービスを提供するために必要な情報	ご利用者の居宅介護支援事業者	介護サービス等を提供するため。 ① 居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等) ② 居宅介護支援事業者からの照会への回答
	ご利用者にサービスを提供する他の介護サービス事業者、社会福祉施設、医療機関等	居宅介護支援サービスを提供するため。 ① ご利用者にサービスを提供する他のサービス事業者、社会福祉施設、医療機関等との連携(サービス担当者会議等) ② 他のサービス事業者、社会福祉施設、医療機関等への照会
	ご利用者に関する都道府県、市区町村、福祉の措置の実施機関等	ご利用者に提供する福祉サービスについて都道府県、市区町村、福祉の措置の実施機関(身体障がい者更正相談所、福祉事務所等)等との協議、連絡調整、これらの機関から求められる報告・連絡・相談等
	ご利用者の家族等	ご利用者の心身の状況について家族等への説明
	保険会社等	ご利用者に対する損害賠償等に関する保険会社等への相談または届け出
	ボランティア	ボランティアがご利用者の介護等に参加するときの指導
	実習・研修生	実習・研修生への指導
	業務委託先の事業者 およびそれに準ずる活動を行う 団体・個人	サービスの提供に関わる業務の一部(送迎、食事、清掃、医療、歯科医療、医薬、理美容、設備管理、買い物代行等)の外部委託者や個人への委託
	保険者・国民健康保険連合会等の 審査支払機関	介護報酬の支払いを受ける場合
	措置費・支援費等の 請求先、委託費、補助金等の申請先	措置費、支援費等の支払い、委託費、補助金等の交付を受ける場合

個人情報種類	外部監査機関、評価機関等	事業所あるいは法人が福祉情報公開および第三者評価を受審する場合
	他の事業所及び希望者等提供先	ホームページや季刊誌への写真を掲載する場合 利用目的
サービスご利用者の氏名、口座番号	ご利用料の支払いを中継する金融機関等	利用料の自動引き落としをする場合
本人の同意を得ることなく個人情報を取り扱う場合	<p>次に該当する場合、事業所あるいは法人は、あらかじめご利用者本人の同意を得ることなく、個人情報を取り扱う事が出来るものとします。但し、その必要かつ合理的な範囲とします。</p> <p>a. 法令に基づくとき</p> <p>b. 人の生命・身体または財産を保護するために緊急に必要がある場合で、ご利用者本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>c. 公衆衛生の向上等の為に特に必要がある場合で、ご利用者本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>d. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご利用者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	
個人情報の適正管理	<p>事業所あるいは法人は、前述の利用目的に沿って、必要最小限の個人情報を入居者本人の同意を得た上で収集し、これを適正に管理します。尚、個人情報の開示・訂正・追加・第三者への提供等の請求については、事務所にお申し出ください。ご利用者本人確認の上、速やかに対応致します。</p>	
ご利用者・ご家族のコメント（自筆）		

指定地域密着型認知症対応型共同生活介護・指定介護予防地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報利用にあたっての説明を行いました。

令和 年 月 日

グループホーム グランビレッジ倉橋

説明者 職種 _____

氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型認知症対応型共同生活介護・指定介護予防地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス開始に了承・同意しました。その上で、私は契約書第11条2項に基づき、貴施設がサービスを提供する上の必要な内容は上記に記載されたもので、その説明を受け、私及び私の家族の個人情報を、収集・保有・利用及び個人情報使用についての提出先へ提供することに同意します。

ご利用者 住 所
氏 名 (印)

第1保証人 住 所
氏 名 (印)

第2保証人 住 所
氏 名 (印)

法定代理人（選任した場合） 住 所
氏 名 (印)

別表 利用料金（令和5年10月1日現在）

（1） 基準サービスの費用について（介護保険給付によるサービス）

〈サービス利用単位〉

要介護状態区分	単位（1日当たり）
要支援2	749
要介護1	753
要介護2	788
要介護3	812
要介護4	828
要介護5	845

〈サービス及び利用料金〉

家賃（居室の提供）	52,000円／月
食材料費	51,000円／月
管理費	22,000円／月

入居月や退居月について、月の途中で入退居された場合は、居室代と管理費、食事代は日割り（居室代は1日1800円、管理費は1日734円、食材料費は朝食350円、昼食700円、夕食650円）となります。また、食事代については、外出や外泊等、事前に連絡をいただいた場合は、その分を差し引かせていただきます。

管理費：共用部の清掃代や電気代、居室の水道代

教養娯楽費：日々のレクリエーションにおける折り紙、文具、手芸用品等

〈短期利用型(1日)の利用料金〉

家賃（居室の提供）	1,800円
食材料費	朝食 350円・昼食 700円 昼食 650円
管理費	734円

<その他加算>

初期加算 (30 日間)	初期加算については、入所初日から30日に限り加算	30 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して受け入れた場合に算定できる加算	120 単位/日
夜間支援体制加算 (Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算	25 単位/日
医療連携体制加算 (Ⅰ) (イ)	事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上確保している事。 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保している事	57 単位/日
協力医療機関連携加算①	相談診療を行う体制を、常時確保している医療機関と連携している場合	100 単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業所の介護・看護職員総数に占める介護福祉士有資格者60%以上	22 単位/日
退去時相談援助加算 (一人につき1回を限度)	退去時に本人及びその家族に対して退去後の居宅サービスなどについて相談援助を行い勝つ退去日から2週間以内に退去後の居宅地を管轄する市町村などに対して必要な情報を提供したこと。	250 単位/回
入院時費用 (6日まで)	入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の体制を整えている場合	246 単位/日
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始及び利用中6か月ごとにご利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者が担当する計画作成担当者に提供している事。	20 単位/回
生活機能向上連携加算	リハビリテーションを実施している訪問リハ・通所リハ事業所又は医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価(生活アセスメント)を共同して行った場合。 ・計画作成担当者は生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合。	200 単位/月
栄養管理体制加算	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う事	30 単位/月

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）/月	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに当該計画に基づき適切な措置を講じ、実施した場合	合計金額 ×11.1%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ/月		合計金額 ×3.1%
介護職員等ベースアップ等支援加算		合計金額 ×2.3%
看取り介護加算 （常勤の看護師を1人以上配置していること）	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人または家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合	
	死亡日以前31日～45日以下	72 単位/日
	死亡日以前4日以上30日以下	144 単位/日
	死亡日の前日及び前々日	680 単位/日
	死亡日	1,280 単位/日
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの利用者が、次の条件を満たす事業者のサービスを利用した場合に加算されます。 条件1：利用者の総数の内、日常生活に支障をきたす恐れのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の占める割合が1/2以上であること。 条件2：認知症介護実践リーダー研修修了者を配置していること。	1割負担分 3円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの利用者が、次の条件を満たす事業者のサービスを利用した場合に加算されます。 条件1：利用者の総数の内、日常生活に支障をきたす恐れのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の占める割合が1/2以上であること。 条件2：認知症介護指導者研修修了者を配置していること。 ※短期入所の場合は加算されません。	1割負担分 4円/日

認知症チームケア 推進加算（Ⅰ）	<p>① 事業所又は、施設における利用者又は、入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。</p> <p>② 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。</p> <p>③ 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。</p> <p>④ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動、心理症状の有無及び程度について定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施。</p>	150 単位/ 月
認知症チームケア 推進加算（Ⅱ） 120 単位/月	（Ⅰ）の①、③及び④に掲げる基準に適合。・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。	120 単位/ 月
認知症行動・心理 症状緊急対応 加 算	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であること（入居日から7日間）	200 単位/ 日
科学的介護推進体 制加算	入居者の既往歴・服薬情報・ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症など心身状況に係る基本情報を活用しケア計画に反映、活用を行う。（Ⅱ）定期的に厚労省に提出している場合	40 単位/月

注・これらの加算のうち、要件を満たしたものののみ加算します。

桜井市は地域区分が7級地のため、施設サービス費と加算により計算した単位数に10.14円を乗じた金額の1割、2割又は3割が自己負担になります。
 ※介護保険の利用者負担額については、市町村より発行される負担割合証に記載されております割合にて計算させていただきます。

(2) 全額をご利用者にご負担いただく費用（介護保険給付外によるサービス）

事務管理費（希望者のみ）	毎月 1,000円（税別）（通信費・金銭管理費等）
電気代（居室内）	メーター料金 1kwh／時価（税別） ※価格が変動する場合があります。
理美容費	カット2,310円（税別）顔そり500円（税別） 毛染め3,310円（税別）パーマ3,310円（税別）
クラブ活動代	実費相当
コピー代	1枚 白黒10円（税別）カラー20円（税別）
特別な食事	実費 ご利用者の身体状況や希望に基づいて提供する 食事費用。
その他	実費 立替払金等（内服薬等の代金や、嘱託医以外の 往診代、家族が来られず通院時に支払った代金 など）。 福祉用具貸与費・介護用品代については別紙に 記載。

※（2）の料金は、介護保険の給付によるサービスにならないため、ご利用の際は、ご利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

※ 消費税については、小数点以下は切り捨ていたします。

(3) 居室に要する費用

外泊、入院等で居室を確保しておく場合は、家賃、管理費の料金をお支払いいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日（金融機関が定休日等の場合は翌営業日）にご請求しますので、毎月20日までにお支払いください。

グランビレッジ倉橋では「ゆうちょ銀行」に口座を開設していただき、その口座から自動振替のお願いをしております。または「大和信用金庫」への自動振替も出来ますのでご相談ください。

指定銀行 ゆうちょ銀行

店名 四五八 店番 458
口座番号 2792492 (普通預金)
口座名義 社会福祉法人太陽の村 【 (フク)タイヨウノムラ 】

指定銀行 大和信用金庫 榛原支店
口座番号 2089196 (普通預金)
口座名義 社会福祉法人太陽の村 【 (フク)タイヨウノムラ 】

※サービス利用上の留意事項

- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ・外出等で食事を欠食される場合は前日までにお知らせください。当日の食事のキャンセルになりますと朝食 350 円、**昼食 700 円**、**夕食 650 円**を徴収させていただきます。

別紙) 福祉用具貸与費 (介護保険外)・介護用品等の実費料金表 (税込)

福祉用具貸与	歩行器	39円/日
	エアーマット	40円/日
	オーバーテーブル	10円/日
	介助バー (L字ベッド柵)	20円/日
	ポータブルトイレ	16円/日
おむつ類	パンツタイプS 24枚入り	1,584円
	M 22枚入り	1,525円
	L-L L 20枚入り	1,584円
	テープタイプS 22枚入り	1,680円
	M 20枚入り	1,766円
	L-L L 17枚入り	1,645円
	アクティブノーマル (300) 48枚	1,320円
	尿取りパッド(400) 30枚	978円
	尿取りパッド(500) 30枚	1,082円
	尿取りパッド(600) 32枚	1,248円
	尿取りパッド(800) 32枚	1,467円
	尿取りパッド(1200) 28枚	2,114円

※業者の販売価格に準じ変動があります。

※月31日の場合は、1日分の単価を追加下さい。

この料金表は令和元年10月1日より施行する。

令和2年4月1日より改定する。

令和2年11月1日より改定する。

令和3年4月1日より改定する。

令和3年7月1日より改定する

令和4年10月1日より改定する

令和5年10月1日より改定する

令和6年4月1日より改定する

